

平成 27 年度事業計画にあたって

～新たな価値を求めて～

【ビジョン策定について】

夕映えの郷が精神障害者社会復帰施設の時代から障害者福祉事業へと変更してから約 6 年が経過した。これを機に、私たちはごく近い将来にどのような活動体であるべきなのか、夕映えの郷ビジョン「私たちがめざすもの」を明らかにするべく、ビジョン策定にあたっている。

ビジョンについて、もっともこだわりたいのは「地域生活支援」。障害者自身が街の中で暮らし、営み、ふれあい、生きること、そのこと自体が当然のことであるという価値を育むことである。心のこもった、奥行きのあるサービスを追求するために「地域生活支援」の活動増進は常に夕映えの郷の最重要課題の一つなのである。

一方、これから障害者福祉事業の経営においては厳しい時代を迎ることが予測される。めまぐるしい制度改正、報酬の見直しがなされているが、障害者の暮らしはいっこうに「豊か」ということからはほど遠く、地域生活を支援するための公的な財政措置もまた遅々として進んではいない。

地域の中で「暮らす」「働く」「よりどころ」「居場所」となる地域拠点、重度の精神障害者のためのグループホーム、ホームヘルプサービスについては具体的に必要なこととしてビジョンに盛り込み実現計画を立てていく。

【新たな価値の創造と実現】

(こころ場)

こころ場の将来像を見据えると事態の深刻さに直面する。精神障害者社会復帰施設を経て現時点までの 25 年間で宿泊施設としての利用者は約 140 名、そのうち地域社会に巣立つていった人は 105 名である。利用者全体のうち 106 名の人が統合失調症の診断を持ち、精神病院での長期入院や入退院を頻繁に繰返してきた歴史があつての社会復帰であった。

昨今、こころ場の利用率が減っている。これまで精神病院と地域との中間的立場として

「橋渡し」の役割を担ってきたが、その役割がある程度果たしてきたものとして考えている。では、今現在利用し、これからも利用するであろう利用者像はどのような人たちなのか。重度の精神障害を持ち長期にわたる入院している人、家族の高齢化などで両親が支えられなくなった重度の精神障害者、または家族と同居できずにいて支援が必要な発達障害と言われる人、軽犯罪などを繰り返す累犯障害者、医療観察法による入院治療中の障害者などが予測される。しかし、重度の障害、家族との愛着、リスクの大きさ、施設入居への拒絶などの理由で、スムースな入居が難しく、入所までの所要にたくさんの時間を要するケースがほとんどであり、利用意思の確認から入所までに長いタイムラグが発生する。これまでの利用対象が移り変わったことと合わせ、利用率低下の一つの理由である。もう一つの理由としては、自ら望んで施設に入所する障害者は果たしているのであろうか。これは人権の根本問題である。世界の潮流として、障害者が営む在宅生活を支える手段として、「福祉」に大きな価値が置かれている。入所施設中心の時代はもはや過去のものとなり、在宅生活を送るための「地域生活支援」へと急速に変化しているのが日本の現状である。

こころ場の入所機能は自立訓練のための施設でありながら、同時に全くよりどころがなく、仕方なくも生きるためにここを選択した人たちの期限付きの場所でもある。身を守る一時的なシェルターでもある。この人たちが必ず地域社会の中で暮らせるように支えさせて頂くこと、これがこころ場の本来の使命なのである。

新年度は「地域生活支援」への大きな方向転換、舵取りが必要である。重度の精神障害者の地域生活を実現し、安心な社会生活を続けるために心のこもった、奥行きもあるサービスの追求が必要である。同時に職員が長い間働く環境を整備することであり、地域拠点の基盤整備のための財政根拠づくりが不可欠である。こころ場が保有するこれまでの機能を必要な分は残し、入所利用の収益に頼ることなく、あらためて「地域生活支援」の機能、とりわけ日中活動の増進、通所利用の増進、在宅訪問による自立訓練の増進に方向転換する時が今なのである。

(夕映え耕房)

夕映え耕房の就労活動では昨年来、しおさいの里より洗濯業務を委託受注したことにより、洗濯作業に従事する利用者の工賃が急速に向上した。3月現在で6名が在籍しているが4月にはそのうち2名が就職のために終了となる。

就労継続支援B型では従来の「布おしごり洗濯梱包・リース配達」、「喫茶ハートフル営業」、「まんぷく食堂営業」、「農園法人へのグループ就労（春～秋）」等を行う傍ら、就労移

行支援では、職場体験・職場実習等を通し、就職へと送り出す活動を行っている。

これまで一定の能力をもって作業工程に当たることが出来る人を利用対象としていた。これからは誰もが働きたいのであれば、働くことが出来る環境を変更していくことが必要である。重度の精神障害があっても、就労時間が長くできなくても、成果がうまく得られなくとも、能力で線引きせず、働く意欲を何より大切にしたい。そこから次への広がりが見出せるかもしれない。その意欲がよいものにつながっていくこともあり得ると考える。具体的に作業の配分、工程の工夫が大きく求められる。

(住居サポート coco まあぶる)

昨今、地域において自宅やアパートで暮らし始めた利用者が増えている。しかし、家族と暮すことができない、単身生活に馴染まない、一般的な家賃が支払えない、特にいつも見守りや支援者がそばにいることが必要な障害者は行き場がなく、グループホームを求めている。

こころ場から地域生活をめざしている人の中で重い精神症状と障害を併せ持った3名の入所利用者がいる。そのうち1名は今秋グループホーム（九戸浜亭）に移る予定である。他2名は来年度に地域生活を実現する予定である。来年度には新たにグループホーム1棟が必要になる。その基礎計画を新年度初頭から始める。

(相談支援)

平成21年から6年間行ってきた上越市相談支援事業受託契約は今春をもって終了となる。上越市相談支援センターに1名の相談支援職員を出向させる事業であった。これまで出向していた職員を夕映えの郷本体に戻し、サービス事業に従事する。

(つながり支援センター木もれ Be)

「地域生活支援」の中核として、日中活動支援、訪問支援を担ってきた。日中活動と訪問活動をあらためて増強する。まだ出会っていない、社会の中で孤立する人とつながることを追求する。障害を持つ当事者の事業への参画を検討課題にする。ピアサポート、リカバリーを育む。

《参考》 ピア ⇒ 仲間、同輩、対等者

ピアサポート ⇒ 障害のある人同士が支え合うこと

リカバリー ⇒ 病気や障害にとらわれた生き方から一人ひとりの人生の目標、夢や希望にむけての歩み、新たな生き方へのプロセス

【横断的試み】

夕映えの郷では事業と事業のすき間を埋め、事業別に起こる縦割り思考を排除し、その事業でしか通用しないルールを見直し、全体として方向性の相互理解を促進するため、また利用者視点でのサービスの質向上と利用増幅を追求するために下記の2つの横断的試みを行う。

- ・訪問支援系
- ・日中活動系

それぞれにコーディネーターを1名置き、事業所、職域を超えての協働、相互理解を進める。

精神障害者の福祉（幸せ）の追求

相談支援 計画相談支援

夕映え耕房 就労移行支援

相談支援 相談支援

COCO まおぶる 木ちれ Be 夕映え耕房

地域定着 支援 地域活動 支援センター

地域移行 支援

地域生活支援

こころ場

生活介護

自立訓練

訪問型
自立訓練

在宅支援

希望に沿った生活実現
生活安定・地域生活向上

日中活動支援

定期的・不定期

会員登録

定期的・不定期
会員登録

本
人
主
体

自己決定 人権擁護

精神科医療
一般医療
精神保健制度

地域社会
(町・家族など)

夕映え耕房

(就労移行支援・就労継続B型)

【事業方針】

- ◆利用者的人権と自己決定を尊重した支援を行う
- ◆就労支援事業を通して利用者の地域生活支援を行う

どんな障がいの状況にある人も「はたらきたい」という夢や希望があり、その人らしくイキイキと暮らすことが出来るはずである。そのための環境を適切の整え、一人一人にあった具体的な支援方法を見出すことが支援者の役割であり、専門性であるともいえる。新体制になるこの機に改めて利用者一人一人の声を聴き、ニーズを把握するという原点に立ち返り、利用者と向き合いながら活動を展開したい。

そのため、全職員の連携を密に定期的なミーティングを持つことで情報交換の機会の確保、ケースの相談や検討を通して担当職員が抱え込まず全体検討がなされることで、支援の質が確保され虐待防止・権利擁護につながると考える。

【事業計画・目標】

① ニーズ調査

新体制で改めて利用者が何を求めているのかを明確にし、就労支援事業の在り方を検討する。

② 職員全体の定期的なミーティングの実施

多種多様な立場や就労形態の職員の意思統一や情報交換の機会の確保、ケース検討を通しての支援の質の向上を目指す。

③ 日中活動支援の横断的組織の構築

就労継続（B型）が日中活動支援としてどんな役割を担うことができるか。また、夕映えの郷内の日中活動支援事業の在り方を連携し模索する。

④ 就労実績（就労移行）2名を目指す

平成26年度は4名就労に繋がった。今年度は新たに2名の就労実績を目指すと共に、職場定着を目指す。

⑤ 就労継続（B型）工賃実績目標 15,000円

昨年度同様、現実的にはなかなか難しい数字ではなるが、本年度も工賃達成指導員を中心に一人当たり1か月平均工賃15,000円の実績を目指す。

こころ場

(生活訓練・訪問型自立訓練・宿泊型自立訓練・生活介護)

【事業方針】

「障害者総合支援法」は平成27年度に報酬改定が行われ、今年度中に法の見直しを予定している。法の谷間にあるニーズと地域課題に焦点化した施策といわれるが、障害者福祉領域には法では救えないニーズが山積されている。障害者の中で生活破たん寸前の人と家族が潜在する。これ以上治療の必要がないのに長い間精神病院に入院している人が多くいる。その中でこころ場はこれまで、「入所利用中心」の思考を基軸に支援展開を考えてきたが、これからは「在宅福祉中心」に思考を切換える。在宅から入所に至るまで、一貫して均質なサービスを提供することにより、利用者・家族が安心して地域生活が送れるよう環境を整える。

【事業計画・目標】

- ① 相談支援・横断的試み（日中活動系・訪問系）と協力し、潜在的利用者数の調査、分析を行う。従来通りの口コミによる宣伝に頼らず、通所利用・訪問利用の増進のために全体行動する。
- ② 宿泊型自立訓練（入所機能）においては利用前後のストーリーと意味を利用者ご自身が描くことが出来る支援を行う。発達障害、触法障害など利用対象を拡大する。真に入所が必要な対象者を受け入れる。
- ③ 生活訓練（日中活動）では支援活動の焦点化を行い、利用者自身が「生活権」の広がり、「存在感」の共有、「可能性」を追求することができる支援を行う。
- ④ 訪問型自立訓練では、訪問先でのサービスの質をあらためて検証する。地域、距離、年齢、障害種別、障害程度を越えてニーズに即応していく。
- ⑤ 生活介護においては、支援活動のデザインづくりを行う。
- ⑥ 支援に「困難感」を持つ事例についてはケース会議を行い、事例理解を深める。
- ⑦ 職員新体制に対応し、支援、その他業務の共有化と点検を行い、職員個々での過度な取込みを防止する。サービスの価値においては常に均一化を持つ。



住居サポート coco まあぶる
(共同生活援助：グループホーム)

【事業方針】

人が地域で暮らしていくには、居場所としての住まい、そして生きていくためのつながりが必要である。地域の中で自立し、自由な暮らしの実現を図るために、経済的負担軽減を含めた安心かつ安定した生活環境を提供する一方、利用者の重度化や老齢化に対しての関わりを柔軟に対応ができ、その人の健康やその人の幸福の増進がなされるよう、主体性に十分配慮した支援をめざす。

【事業計画・目標】新たな体制

- ① グループホーム制度改正により、これまでの共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）2事業形態が共同生活援助（グループホーム）に一元化された。国の施策や制度、報酬単価の変動にも気を配り、柔軟に運営対応する。
- ② 「グループホームが地域の拠点に」という意識をもちながら、利用者や近隣地域の方達と接し、グループホームが地域に開かれたものになるよう努力する。
- ③ 利用者の重度化や老齢化に対して、健康面、生活面などの暮らしの在り方について研究し、個別やその支援の在り方について常に意識をする。
- ④ 既存住戸の改修と併せて、グループホーム利用者の中で地域移行が可能な方がいれば積極的にその支援を行う。

つながり支援センター木もれBe
(地域活動支援センター)

【事業方針】

つながりの視点を大切にし、当事者やそのご家族が抱えている社会的断絶からの脱却と明るい未来を創造していく。

人や社会、文化、その他のものに関心をもってもらえるような関わりに努め、当事者やそのご家族が主体的に参加できる環境を構築、提供していく。

当事者が活躍できる環境を構築するとともに、当事者主体の活動を創出する。

【事業計画・目標】

当事者とそのご家族が、人や社会と関係性がもてるような個別支援と活動支援を展開する。

センター独自の支援ならびに、事業所の垣根を超えた横断的組織による地域生活支援、活動支援を行う。

- ① 平成27年度より地域活動支援センターの専門職員を専従配置することで、質の高い地域生活支援を展開する
- ② 夕映えの郷全体での横断的組織において、柔軟な支援を行うことで、当事者の人生(生活)に必要な選択肢を増やし、その人らしい社会生活・活動の実現をめざす
- ③ アウトリーチ支援による長期入院・入所者の地域移行を促進する
- ④ ピアサポート（※夕映えの郷横断的組織による参画）

夕映えの郷 相談支援 (計画相談支援／地域移行・地域定着支援)

【事業方針】

- ・当事者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った相談支援を行う。
- ・当事者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当事者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に相談支援を行う。
- ・当事者とそのご家族の地域生活を支えるため、相談支援を媒体としたケアマネジメント（サービス等利用計画、地域移行支援計画の作成）を行う
- ・可能な限り中立、公正に当事者のニーズに見合った、公的サービス利用の提案や、公的サービスによらない社会資源の開拓にも努める

【事業計画・目標】

① 指定特定相談支援

- ・平成27年3月末現在、上越市や妙高市、一部圏域外ケース（糸魚川市、柏崎市、五泉市、新潟市）の計画作成済み83名および作成見込み32名、総計で115名の作成対象者が見込まれている
- ・すでに計画作成済みの方は継続モニタリングの作業を行いながら適宜計画の見直しを行い、計画作成見込みの方は平成27年度中に作成を完了し、ただちに継続モニタリングを開始する
- ・新規計画作成対象者は年間10件を見込んでいる
- ・各サービス事業所の担当者（主にサービス管理責任者）からの協力、情報提供を要請し、当事者主体の質の高いサービス利用計画を作成する
- ・良質な相談支援の体制整備について、上越市自立支援協議会等を通じて提言していく

② 指定一般相談支援

- ・平成27年3月末現在、上越市や妙高市の「地域移行支援事業」の利用者数3名、「地域定着支援事業」の利用者数2名である
- ・平成26年度実績では、地域移行支援事業を利用し1名の方が精神科病院の長期入院から退院し、法人サービス事業所を利用しながら更なる地域移行を目指している

- ・新規地域移行支援対象者は年間1件、地域定着支援対象者は年間2件を見込んでいる
 - ・サービス等利用計画作成と併せて、地域移行・定着支援に対しては夕映えの郷横断的支援組織の中で訪問スタッフと協働しながら、地域移行・定着の実現をめざす
- ③ 夕映えの郷横断的支援組織（地域生活支援組織）においてマンパワーを強化する
- ④ 業務量の多さから、集中して業務にあたることができるよう、平成27年度より相談支援専門員を専従1名で配置し、夕映えの郷横断的支援組織と協働のもと、地域（段階的にグループホーム）を拠点にしながら、直に地域の中で効率的に相談支援を展開する
- ⑤ 長期入院の方の特性上、困難を有するが、地域移行推進に対して意識し、多くの方が地域移行、地域定着ができるよう努める